●対象となる方について

対象となる方は

・「倒産・解雇などにより離職した方」＝特定受給資格者

・「雇い止めなどにより離職した方」　＝特定理由離職者

であり、離職後にハローワークに求職手続きを行い、

交付された**「雇用保険受給資格者証」**の**「⑬.離職年月日　理由」**又は**「12.離職理由」**

欄に次の離職理由コード番号が付されている方が対象となります。

離職理由コード番号　「11、12、21、22、23、31、32、33、34」

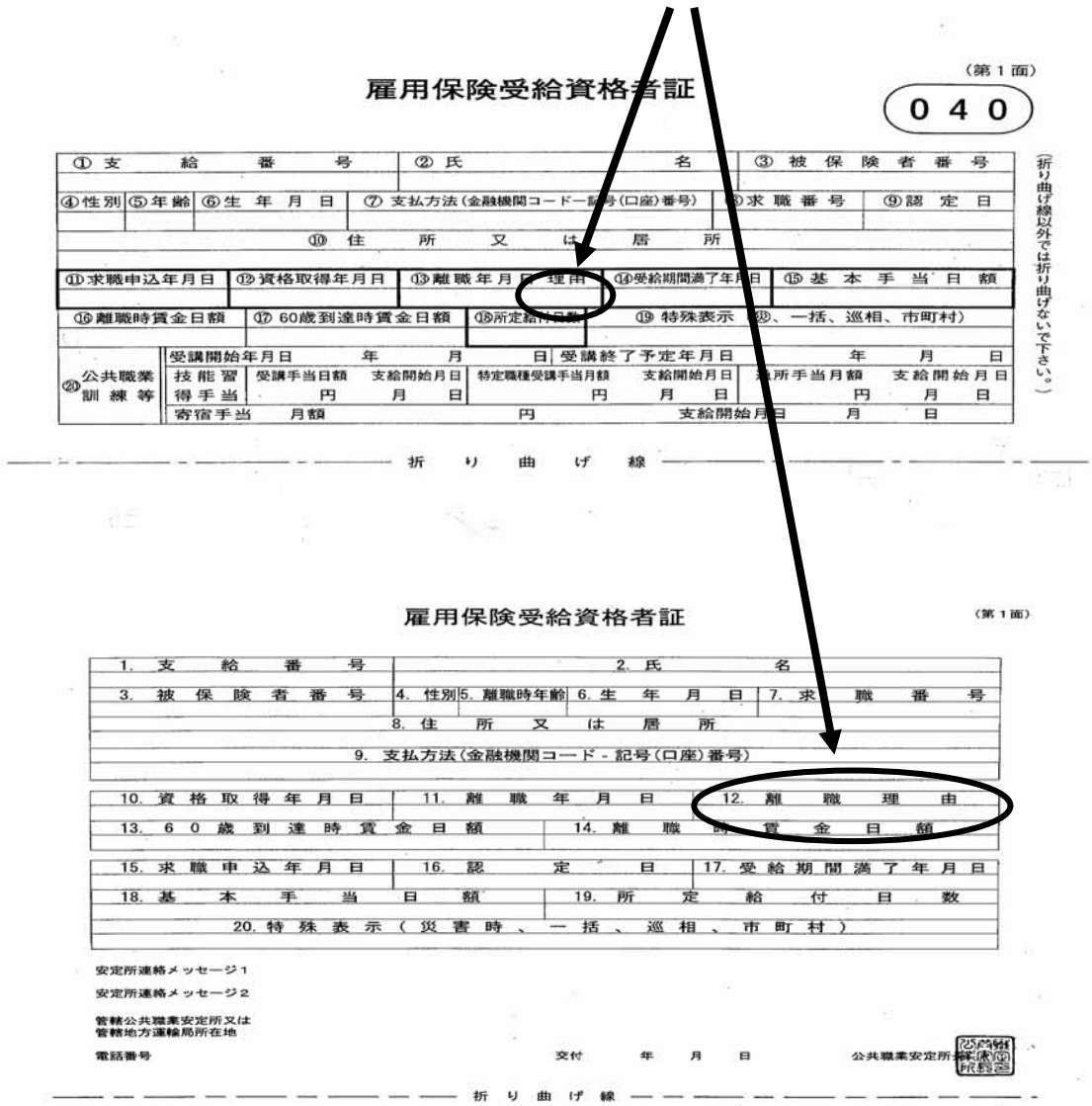

※雇用保険受給資格者証は、上記のとおり２種類あります。

該当する方は、国民健康保険加入手続きの際、離職した勤め先からもらう**「社会保険等の資格喪失証明書」**の他に、**「雇用保険受給資格者証」と印鑑**を持参のうえ、窓口で手続き願います。